Ｋ４５９　唾液腺管形成手術　13,630点
Ｋ４６０　唾液腺管移動術
　１　上顎洞内へのもの　13,630点
　２　結膜嚢内へのもの　15,490点
（甲状腺、副甲状腺（上皮小体））
Ｋ４６１　甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術
　１　片葉のみの場合　8,860点
　２　両葉の場合　10,760点
Ｋ４６１－２　内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術
　１　片葉のみの場合　17,410点
　２　両葉の場合　25,210点
Ｋ４６２　バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）　22,880点
Ｋ４６２－２　内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）　25,210点
Ｋ４６３　甲状腺悪性腫瘍手術
　１　切除（頸部外側区域郭清を伴わないもの）　24,180点
　２　切除（頸部外側区域郭清を伴うもの）　26,180点
　３　全摘及び亜全摘（頸部外側区域郭清を伴わないもの）　33,790点
　４　全摘及び亜全摘（片側頸部外側区域郭清を伴うもの）　35,790点
　５　全摘及び亜全摘（両側頸部外側区域郭清を伴うもの）　36,790点
Ｋ４６３－２　内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
　１　切除　27,550点
　２　全摘及び亜全摘　37,160点
Ｋ４６４　副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術
　１　副甲状腺（上皮小体）摘出術　15,680点
　２　副甲状腺（上皮小体）全摘術（一部筋肉移植）　33,790点
Ｋ４６４－２　内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術　20,660点
Ｋ４６５　副甲状腺（上皮小体）悪性腫瘍手術（広汎）　39,000点
（その他の頸部）
Ｋ４６６　斜角筋切断術　3,760点
Ｋ４６７　頸瘻、頸嚢摘出術　13,710点
Ｋ４６８　頸肋切除術　15,240点
Ｋ４６９　頸部郭清術
　１　片側　27,670点
　２　両側　37,140点
Ｋ４７０　頸部悪性腫瘍手術　41,920点
Ｋ４７０－２　頭頸部悪性腫瘍光線力学療法　22,100点
Ｋ４７１　筋性斜頸手術　3,720点
第７款　胸部
区分
（乳腺）
Ｋ４７２　乳腺膿瘍切開術　980点
Ｋ４７３　削除
Ｋ４７４　乳腺腫瘍摘出術
　１　長径５センチメートル未満　3,190点
　２　長径５センチメートル以上　6,730点
Ｋ４７４－２　乳管腺葉区域切除術　12,820点
Ｋ４７４－３　乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）
　１　マンモグラフィー又は超音波装置によるもの　6,240点
　２　ＭＲＩによるもの　8,210点
Ｋ４７５　乳房切除術　6,040点
注　遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行う場合は、遺伝性乳癌卵巣癌症候群乳房切除加算として、8,780点を所定点数に加算する。
Ｋ４７５－２　乳癌冷凍凝固摘出術　8,690点
Ｋ４７６　乳腺悪性腫瘍手術
　１　単純乳房切除術（乳腺全摘術）　17,040点
　２　乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）　28,210点
　３　乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）　22,520点
　４　乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））　42,350点
　５　乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの　42,350点
　６　乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの　42,350点
　７　拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）　52,820点
　８　乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））　27,810点
　９　乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの）　48,340点
注１　放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算１として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
２　放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算２として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
Ｋ４７６－２　陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術　7,350点
Ｋ４７６－３　動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）
　１　一次的に行うもの　49,120点
　２　二次的に行うもの　53,560点
Ｋ４７６－４　ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）　25,000点
Ｋ４７６－５　乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）　15,000点
注１　フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。
２　放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算１として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
３　放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算２として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
（胸壁）
Ｋ４７７　胸壁膿瘍切開術　700点
Ｋ４７８　肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髄炎手術　8,950点
Ｋ４７９　削除
Ｋ４８０　胸壁冷膿瘍手術　7,810点
Ｋ４８０－２　流注膿瘍切開掻爬術　7,670点
Ｋ４８１　肋骨骨折観血的手術
　１　３本以下　10,330点
　２　４本以上　20,330点
Ｋ４８２　肋骨切除術
　１　第１肋骨　16,900点
　２　その他の肋骨　6,192点